

貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等  
(平成二十七年七月十日経済産業省・国土交通省第一号)

- (沿革) 平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 3 号 (制定)
- 平成 16 年 1 月 22 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号 (一部)
- 平成 18 年 3 月 17 日経済産業省・国土交通省告示第 2 号 (全部)
- 平成 19 年 7 月 2 日経済産業省・国土交通省告示第 5 号 (全部)
- 平成 23 年 3 月 22 日経済産業省・国土交通省告示第 2 号 (一部)
- 平成 25 年 12 月 27 日経済産業省・国土交通省告示第 1 1 号 (一部)
- 平成 27 年 7 月 10 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号 (全部)
- 平成 28 年 10 月 31 日経済産業省・国土交通省告示第 7 号 (一部)
- 平成 29 年 3 月 28 日経済産業省・国土交通省告示第 2 号 (一部)
- 平成 29 年 7 月 4 日経済産業省・国土交通省告示第 7 号 (一部)
- 平成 30 年 12 月 5 日経済産業省・国土交通省告示第 7 号 (一部)
- 平成 31 年 3 月 29 日経済産業省・国土交通省告示第 1 号 (一部)
- 令和 2 年 3 月 31 日経済産業省・国土交通省告示第 2 号 (一部)

1 判断の基準

1-1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (昭和 54 年政令第 267 号) 第 18 条第 8 号に規定する貨物自動車 (以下「貨物自動車」という。) であって、揮発油を燃料とする車両総重量 (道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。) 3.5 トン以下のもの (以下「ガソリン貨物自動車」という。) の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度 (平成 22 年 4 月 1 日に始まり平成 23 年 3 月 31 日に終わる年度) 以降の各年度 (平成 26 年 4 月 1 日に始まり平成 27 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。) において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率 (自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令 (昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号。以下「省令」という。) 第 1 条の表第 1 号に規定する数値 (自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法 (平成 18 年国土交通省告示第 350 号。以下「燃費算定告示」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる方法により算定したもの (以下「10・15 モード燃費値」という。) をいう。ただし、10・15 モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては、同項第 2 号に掲げる方法により算定したもの (以下「J C 08 モード燃費値」という。) を別添 1 の換算式により変換したものをいう。) をいう。) を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分				基準エネルギー消費効率
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
1 道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号) 第 2 条の軽自動車であつて貨物の運送の用に供するもの	手動式	703 キログラム未満	構造 A	20.2
			構造 B	17.0
		703 キログラム以上 828 キログラム未満	構造 A	18.0
			構造 B	16.7
	手動式以外のもの	828 キログラム以上		15.5
			703 キログラム未満	構造 A
		703 キログラム以上 828 キログラム未満	構造 B	16.2
			構造 A	16.5
			構造 B	15.5
828 キログラム以上		14.9		
2 道路運送車両法施行規則第 2 条の普通自動	手動式	1,016 キログラム未満		17.8

車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	手動式以外のもの	1,016キログラム以上		15.7
		1,016キログラム未満		14.9
		1,016キログラム以上		13.8
3 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超2.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1,266キログラム未満	構造A	14.5
			構造B	12.3
		1,266キログラム以上 1,516キログラム未満		10.7
	手動式以外のもの	1,516キログラム以上		9.3
		1,266キログラム未満	構造A	12.5
			構造B	11.2
	1,266キログラム以上		10.3	

備考1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

2 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

3 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

(2) ガソリン貨物自動車又は貨物自動車であって軽油を燃料とする車両総重量3.5トン以下のもの（以下「ディーゼル貨物自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和3年4月1日に始まり令和4年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては、燃費算定告示第1条第1項第3号に掲げる方法により算定したもの（以下「WLTCモード燃費値」という。））に限る。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類の区分が軽油のみのものを除く。）にあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(1)において「ガソリン貨物自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

自動車の種別	燃料の種類	区 分			基準エネルギー消費効率
		変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
1 道路運送車両法施行規則第2条の軽自動車であつて貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	手動式	741キログラム未満	構造A	23.2
			741キログラム以上		20.3
		手動式以外のもの	741キログラム未満		20.9
			741キログラム以上856キログラム未満		19.6

			856キログラム以上		18.9	
		手動式	741キログラム未満	構造B	18.2	
			741キログラム以上856キログラム未満		18.0	
			856キログラム以上971キログラム未満		17.2	
			971キログラム以上		16.4	
		手動式以外のもの	741キログラム未満		16.4	
			741キログラム以上856キログラム未満		16.0	
			856キログラム以上971キログラム未満		15.4	
			971キログラム以上		14.7	
2 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	手動式	1,081キログラム未満			18.5
			1,081キログラム以上			17.1
		手動式以外のもの	1,081キログラム未満	17.4		
			1,081キログラム以上 1,196キログラム未満	15.8		
			1,196キログラム以上	14.7		
3 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超3.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供す	揮発油	手動式		構造A	14.2	
		手動式以外のもの	1,311キログラム未満		13.3	
			1,311キログラム以上		12.7	
		手動式	1,311キログラム未満	構造B 1	11.9	
			1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		10.6	

るもの			1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		10.3	
			1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		10.0	
			1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		9.8	
			1,761キログラム以上		9.7	
		手動式以外のもの	1,311キログラム未満		10.9	
			1,311キログラム以上 1,421キログラム未満		9.8	
			1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		9.6	
			1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		9.4	
			1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		9.1	
			1,761キログラム以上 1,871キログラム未満		8.8	
			1,871キログラム以上		8.5	
			手動式		1,311キログラム未満	構造B 2
		1,311キログラム以上 1,421キログラム未満			10.2	

			1,421キログラム以上 1,531キログラム未満		9.9
			1,531キログラム以上 1,651キログラム未満		9.7
			1,651キログラム以上 1,761キログラム未満		9.3
			1,761キログラム以上		8.9
		手動式以外のもの	1,311キログラム未満		10.5
			1,311キログラム以上1,421キログラム未満		9.7
			1,421キログラム以上1,531キログラム未満		8.9
			1,531キログラム以上1,651キログラム未満		8.6
			1,651キログラム以上		7.9
	軽油	手動式	1,421キログラム未満	構造A又は構造B 1	14.5
			1,421キログラム以上1,531キログラム未満		14.1
			1,531キログラム以上1,651キログラム未満		13.8
			1,651キログラム以上1,761キログラム未満		13.6
			1,761キログラム以上1,871キログラム未満		13.3
			1,871キログラム以上1,991キログラム未満		12.8
			1,991キログラム以上2,101キログラム未満		12.3

			2,101キログラム以上		11.7
		手動式以外のもの	1,421キログラム未満		13.1
			1,421キログラム以上1,531キログラム未満		12.8
			1,531キログラム以上1,651キログラム未満		11.5
			1,651キログラム以上1,761キログラム未満		11.3
			1,761キログラム以上1,871キログラム未満		11.0
			1,871キログラム以上1,991キログラム未満		10.8
			1,991キログラム以上2,101キログラム未満		10.3
			2,101キログラム以上		9.4
			手動式	1,421キログラム未満	構造B 2
		1,421キログラム以上1,531キログラム未満		12.9	
		1,531キログラム以上1,651キログラム未満		12.6	
		1,651キログラム以上1,761キログラム未満		12.4	
		1,761キログラム以上1,871キログラム未満		12.0	
		1,871キログラム以上1,991キログラム未満		11.3	
		1,991キログラム以上2,101キログラム未満		11.2	
		2,101キログラム以上		11.1	

	手動式以外のもの	1,421キログラム未満	12.5
		1,421キログラム以上1,531キログラム未満	11.8
		1,531キログラム以上1,651キログラム未満	10.9
		1,651キログラム以上1,761キログラム未満	10.6
		1,761キログラム以上1,871キログラム未満	9.7
		1,871キログラム以上1,991キログラム未満	9.5
		1,991キログラム以上2,101キログラム未満	9.0
		2,101キログラム以上	8.8

備考1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第1項第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

2 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

3 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

4 「構造B1」とは、構造Bのうち備考2ロに掲げる要件に該当する構造をいう。

5 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。

- (3) 貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの（けん引自動車（道路運送車両の保安基準第1条第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。）を除く。以下「トラック等」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するトラック等（以下「平成27年度トラック等」という。）のエネルギー消費効率（省令第1条の表第4号に規定する数値（燃費算定告示第2条第1号に掲げる方法により算定したもの（以下「重量車モード燃費値」という。））をいう。（4）において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(2)において「平成27年度トラック等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下の平成27年度トラック等（最大積載量が1.5トン以下のものに限る。）	10.83
2 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下の平成27年度トラック等（最大積載量が1	10.35

.5トン超2トン以下のものに限る。)	
3 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下の平成27年度トラック等（最大積載量が2トン超3トン以下のものに限る。)	9.51
4 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下の平成27年度トラック等（最大積載量が3トン超のものに限る。)	8.12
5 車両総重量が7.5トン超8トン以下の平成27年度トラック等	7.24
6 車両総重量が8トン超10トン以下の平成27年度トラック等	6.52
7 車両総重量が10トン超12トン以下の平成27年度トラック等	6.00
8 車両総重量が12トン超14トン以下の平成27年度トラック等	5.69
9 車両総重量が14トン超16トン以下の平成27年度トラック等	4.97
10 車両総重量が16トン超20トン以下の平成27年度トラック等	4.15
11 車両総重量が20トン超の平成27年度トラック等	4.04

- (4) 貨物自動車であって、車両総重量3.5トン超のもの（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成27年4月1日に始まり平成28年3月31日に終わる年度）以降の各年度（令和6年4月1日に始まり令和7年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するトラクタ（以下「平成27年度トラクタ」という。）のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1—2(2)において「平成27年度トラクタ平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。



区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が20トン以下の平成27年度トラクタ	3.09
2 車両総重量が20トン超の平成27年度トラクタ	2.01

- (5) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和4年4月1日に始まり令和5年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつてはWLTCモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類が「軽油」であるものを除く。）にあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値。）を出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(3)において「企業別平均燃費値」という。）が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(3)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。）を下回らないようにすること。

区 分				基準エネルギー消費効率
燃料の種類	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
揮発油又は軽油		741キログラム未満	構造A	28.1
		741キログラム以上 856キログラム未満		25.0
		856キログラム以上 971キログラム未満		22.7
		971キログラム以上 1,081キログラム未満		20.8
		1,081キログラム以上 1,196キログラム未満		18.5
		1,196キログラム以上		16.9
		揮発油又は軽油		手動式
741キログラム以上 856キログラム未満	20.4			
856キログラム以上 971キログラム未満	19.9			
971キログラム以上 1,081キログラム未満	19.4			
1,081キログラム以上 1,196キログラム未満	16.7			
1,196キログラム以上 1,311キログラム未満	15.1			
1,311キログラム以上 1,421キログラム未満	13.9			

		1,421キログラム以上1,531キログラム未満	12.9
		1,531キログラム以上1,651キログラム未満	12.1
揮発油		1,651キログラム以上1,761キログラム未満	11.5
		1,761キログラム以上	11.0
揮発油又は軽油	手動式以外のもの	741キログラム未満	20.4
		741キログラム以上856キログラム未満	19.8
		856キログラム以上971キログラム未満	19.2
		971キログラム以上1,081キログラム未満	18.7
		1,081キログラム以上1,196キログラム未満	16.3
		1,196キログラム以上1,311キログラム未満	14.7
		1,311キログラム以上1,421キログラム未満	13.5
		1,421キログラム以上1,531キログラム未満	12.5
		1,531キログラム以上1,651キログラム未満	11.7
		揮発油	
	1,761キログラム以上1,871キログラム未満		10.6
	1,871キログラム以上		10.2
軽油	手動式	1,651キログラム以上1,761キログラム未満	16.8

	手動式以外のもの	1,761キログラム以上1,871キログラム未満	15.9
		1,871キログラム以上1,991キログラム未満	15.2
		1,991キログラム以上	14.6
		1,651キログラム以上1,761キログラム未満	14.0
		1,761キログラム以上1,871キログラム未満	13.7
		1,871キログラム以上1,991キログラム未満	13.5
		1,991キログラム以上2,101キログラム未満	13.3
		2,101キログラム以上	13.0

備考1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準第1条第1項第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。

2 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

3 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

- (6) トラック等の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するトラック等（以下「令和7年度トラック等」という。）のエネルギー消費効率（省令第1条の表第4号に規定する数値（燃費算定告示第2条第2号に掲げる方法により算定したもの（以下「JH25モード燃費値」という。））をいう。（7）において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1—2(4)において「令和7年度トラック等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下の令和7年度トラック等（最大積載量が1.5トン以下のものに限る。）	13.45
2 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下の令和7年度トラック等（最大積載量が1.5トン超2トン以下のものに限る。）	11.93
3 車両総重量が3.5トン超7.5トン以下の令和7年度トラック等（最大積載量が2トン超3トン以下のものに限る。）	10.59

4	車両総重量が3.5トン超7.5トン以下の令和7年度トラック等（最大積載量が3トン超のものに限る。）	9.91
5	車両総重量が7.5トン超8トン以下の令和7年度トラック等	8.39
6	車両総重量が8トン超10トン以下の令和7年度トラック等	7.46
7	車両総重量が10トン超12トン以下の令和7年度トラック等	7.44
8	車両総重量が12トン超14トン以下の令和7年度トラック等	6.42
9	車両総重量が14トン超16トン以下の令和7年度トラック等	5.89
10	車両総重量が16トン超20トン以下の令和7年度トラック等	4.88
11	車両総重量が20トン超の令和7年度トラック等	4.42

- (7) トラックの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するトラック（以下「令和7年度トラック」という。）のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1-2(4)において「令和7年度トラック平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分		基準エネルギー消費効率
1	車両総重量が20トン以下の令和7年度トラック	3.11
2	車両総重量が20トン超の令和7年度トラック	2.32

#### 1-2 判断の基準の特例

- (1) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(2)の判断の基準において、ガソリン貨物自動車等平均燃費値が1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(1)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン貨物自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（燃料の種類が軽油のみのものにあつては当該値に1.1を乗じた値））を超過達成量（ガソリン貨物自動車等平均燃費値が1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン貨物自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（燃料の種類が軽油のみのものにあつては当該値に1.1を乗じた値）の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(2)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (2) 平成27年度トラック等又は平成27年度トラックの製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(3)又は(4)の判断の基準において、平成27年度トラック等平均燃費値又は平成27年度トラック平均燃費値が1-1(3)又は(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(2)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における平成27年度トラック等平均燃費値又は平成27年度トラック平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（平成27年度トラック等平均燃費値又は平成27年度トラック平均燃費値が1-1(3)又は(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける平成27年度トラック等平均燃費値又は平成27年度トラック平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(3)又は(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (3) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(5)の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、か

つ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率（省令第1条の表第1号に規定する数値（JC08モード燃費値（JC08モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつてはWLTCモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル貨物自動車（燃料の種類が「軽油」であるものを除く。）にあつては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値）並びに電気自動車等（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（専ら貨物の運送の用に供する自動車（型式指定自動車（道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。））に限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）及び無限軌道式のもの（を）を除く。）であつて、車両総重量3.5トン以下のものをいう。））のエネルギー消費効率（交流電力量消費率等を別添2の換算式により変換したものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

- (4) 令和7年度トラック等又は令和7年度トラクタの製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(6)又は(7)の判断の基準において、令和7年度トラック等平均燃費値又は令和7年度トラクタ平均燃費値が1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(4)において「未達成区分」という。）を有する場合であつて、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における令和7年度トラック等平均燃費値又は令和7年度トラクタ平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（令和7年度トラック等平均燃費値又は令和7年度トラクタ平均燃費値が1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける令和7年度トラック等平均燃費値又は令和7年度トラクタ平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(6)又は(7)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

エネルギー消費効率（JC08モード燃費値、WLTCモード燃費値及びJH25モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた貨物自動車（1-1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない貨物自動車をいう。）の普及を図るため、貨物自動車のエネルギー消費効率に関し、貨物自動車製造事業者等（貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は次の事項を表示すること。

イ 車名及び型式

ロ 原動機の型式及び総排気量

ハ 車両重量

ニ 変速装置の形式及び変速段数

ホ 燃料供給装置の形式

ヘ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

ト エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値を算定している貨物自動車にあつてはエネルギー消費効率及び次に掲げる数値）

- (i) 市街地モード燃費値（市街地モード（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添42Ⅱの別紙1の表1に規定する低速フェーズをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、道路運送車両法第75条第1項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）
- (ii) 郊外モード燃費値（郊外モード（細目告示別添42Ⅱの別紙1の表2に規定する中速フ

フェーズ a 又は同別紙の表 4 に規定する中速フェーズ b をいう。以下同じ。) で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。)

- (iii) 高速道路モード燃費値 (高速道路モード (細目告示別添 42Ⅱ の別紙 1 の表 3 に規定する高速フェーズ a 又は同別紙の表 5 に規定する高速フェーズ b をいう。以下同じ。) で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。)

チ 貨物自動車製造事業者等の氏名又は名称

リ 車両総重量及び最大積載量

ヌ 原動機の最高出力及び最大トルク

ル 変速装置の各段ギア比 (トラック等又はトラクタに係るものに限る。)

ヲ 使用する燃料の種類 (レギュラーガソリン、プレミアムガソリン又は軽油の別)

## 2-2 遵守事項

- (1) 2-1 に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。ただし、その貨物自動車はトラック等又はトラクタである場合は、貨物自動車を販売しようとする場合に提示する資料に記載して行ってもよい。
- (2) 2-1 トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下 1 桁 (ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下 2 桁) まで表示すること。
- (3) トラック等又はトラクタにあっては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた車型並びに空車時車両重量、最大積載量、全高、全幅、終減速機ギヤ及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2-1 トに掲げる事項の注釈として、(1) のカタログ又は貨物自動車を販売しようとする場合に提示する資料に付記すること。
- (4) 展示に供する貨物自動車には、2-1 イ及びトに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、2-1 トに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下 1 桁 (ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下 2 桁) まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン貨物自動車にあっては、その旨を付記すること。
- (5) 2-1 トに掲げる事項は、次に掲げる旨を付記すること。ただし、WLT Cモード燃費値を算定していない貨物自動車にあっては、ロからホまでに掲げるものを除く。

イ 気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨

ロ 細目告示別添 42Ⅱ の別紙 1 の各表に掲げる WLT Cモードは市街地モード、郊外モード及び高速道路モードから構成される旨

ハ 市街地モードは信号、渋滞等の影響を受ける走行を想定したものである旨

ニ 郊外モードは信号、渋滞等の影響を比較的受けない走行を想定したものである旨

ホ 高速道路モードは高速道路等における走行を想定したものである旨

- (6) (1)、(4)及び(5)において表示する 2-1 リに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類		燃費値
1 ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	J C 08モード燃費値のみを算定している貨物自動車	J C 08モード燃費値
	WLT Cモード燃費値のみを算定している貨物自動車	WLT Cモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
	J C 08モード燃費値及びWLT Cモード燃費値を算定してい	J C 08モード燃費値並びにWLT Cモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値

	る貨物自動車	
2	トラック等又はトラクタ	J H25モード燃費値

別添 1

10・15モード燃費値を算定していないガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。

$$Fe_{10・15} = A \times (1+B \times \Delta IW / IW_0)^{-1} \times Fe_{JC08}$$

Fe<sub>10・15</sub> : 換算後の10・15モード燃費値 km/l

Fe<sub>JC08</sub> : J C 08モード燃費実測値 km/l

IW<sub>0</sub> : 細目告示別添 42 に規定する J C 08 モード試験法における等価慣性重量 kg

Δ IW : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 18 年国土交通省告示第 1268 号）による改正前の細目告示別添 42 に規定する 10・15 モード試験法における等価慣性重量から IW<sub>0</sub> を引いた値 kg

A 及び B : 以下の表に定める定数

自動車の種別		変速装置の方式	定数A	定数B
ガソリン貨物自動車	道路運送車両法施行規則第 2 条に規定する軽自動車であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1.049	0.241
		手動式以外のもの		0.352
	道路運送車両法施行規則第 2 条に規定する普通自動車又は同条に規定する小型自動車であって貨物の運送の用に供するもの	手動式	1.049	0.234
		手動式以外のもの		0.288
ディーゼル貨物自動車		手動式	1.014	0.239
		手動式以外のもの		0.279

別添 2

電気自動車等のエネルギー消費効率の算出に係る換算式は、以下のとおりとする。この場合において、細目告示別添 42 I の別紙 6 の別表に掲げる J C 08 モードにより算定する場合にあっては、「W L T Cモード燃費値」を「J C 08モード燃費値」に、「細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げる W L T Cモード」を「細目告示別添 42 I の別紙 6 の別表に掲げる J C 08モード」に読み替えるものとする。

$$Fe_{EV} = 9,140 / EC$$

$$Fe_{PHEV} = 1 / (UF(R_{CD}) \times (1/Fe_{CD} + 1 / (9.14 \times R_{CD} / E_i)) + (1 - UF(R_{CD})) / Fe_{CS})$$

$$UF(R_{CD}) = 1 - \exp(29.1 \times (R_{CD}/400)^6 - 98.9 \times (R_{CD}/400)^5 + 134 \times (R_{CD}/400)^4 - 89.5 \times (R_{CD}/400)^3 + 32.5 \times (R_{CD}/400)^2 - 11.8 \times (R_{CD}/400))$$

Fe<sub>EV</sub> : 換算後の電気自動車の W L T Cモード燃費値 km/l

EC : 細目告示別添 42 II 別紙 1 の各表に掲げる W L T Cモードにより走行する際の交流電力量消費率であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの Wh/km

Fe<sub>PHEV</sub> : 換算後の電気式プラグインハイブリッド自動車の W L T Cモード燃費値 km/l

Fe<sub>CS</sub> : 外部充電による電力を用いないで細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げる W L T Cモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの km/l

Fe<sub>CD</sub> : 外部充電による電力を用いて細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げる W L T Cモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの km/l

R<sub>CD</sub> : 外部充電による電力を用いて細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げる W L T Cモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、

型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「プラグインレンジ」という。）

$E_1$  : 一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量をいう。）であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの  $\text{kWh/回}$   
 $UF(R_{CD})$  : プラグインレンジに応じて算出される係数

#### 附則（抄）

附 則（平成31年3月29日経済産業省／国土交通省／告示第1号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 3 改正後の貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（以下この項において「新貨物車判断基準告示」という。）2-1及び2-2(6)の規定の適用については、平成三十五年三月三十一日までは、新貨物車判断基準告示2-1中「及びJH25モード燃費値」とあるのは「重量車モード燃費値及びJH25モード燃費値」と、新貨物車判断基準告示2-2(6)中「JH25モード燃費値」とあるのは「JH25モード燃費値（JH25モード燃費値を算定していない貨物自動車にあつては、重量車モード燃費値）」とする。

附 則（令和2年3月31日経済産業省／国土交通省／告示第2号）

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
- 3 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（平成三十一年経済産業省・国土交通省告示第一号）を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「平成三十五年」を「令和五年」に改める。